2023年度プログラム変更候補の仕様案に対して寄せられた主なご意見の概要及びご意見に対する考え方

お寄せいただいた主なご意見の概要とそれに対する弊社の考え方は、下表のとおりです。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
No. 1:IDA で内国消費税種別コードの警告設定	
変更案に賛成する。現行では、軽減税率に該当しない可能性のある	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
HS コードの場合に F3 (8%) を入力すると注意喚起メッセージが	
表示されているが、軽減税率に該当する可能性のある HS コードの	
場合に F4(10%)を入力した場合に注意喚起メッセージを表示して	
いただきたい。	
入力者が選択して入力するところであり、どうしてもミスが発生し、	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。
ダブルチェックをすり抜けることもある。ぜひ採用すべきである。	
例えば食料品の HS コードで税率 8%の可能性が高い場合に税率	ご認識のとおりです。
10%を入力すると注意喚起メッセージが出る認識でよいか。	
パッケージソフト内の業務メッセージ欄にパッケージソフトの機能	貴重なご意見ありがとうございます。
として注意喚起メッセージが出るだけでは自社システム利用者には	現時点では NACCS から新規の処理結果コードをパッケージソフト
メリットを感じないので、自社システムにも取り込めるように電文	の「処理結果コード」欄に返却する仕様を考えていますので、自社シ
情報としてメッセージを返していただきたい。	ステム利用のお客様も判断が可能となる想定です。
現行の軽減税率が適用されない場合に出力される注意喚起メッセー	貴重なご意見ありがとうございます。
ジについて、明らかに軽減税率が適用されない品目についてはエラ	ご要望内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総
ーとなるようにしていただきたい。	合的に勘案し判断いたします。

No. 2:IS 申請中の MHA による見本持出許可申請を可能化		
過去に困った経験があり助かる。	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
仕様変更した場合に出力情報コードも変更になるとターミナルで情	貴重なご意見ありがとうございます。	
報が抽出できなくなり、システムの改修が必要になったり、混乱が	現時点では出力情報コードの変更は想定しておりません。	
生じることが懸念される。		
No. 3:EDA の大額用フォーマットで少額も申告可能化		
EDA 画面をデータ保存しており法人番号等の間違いも起こらず助	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
かる。		
少額で作成した情報が無駄になるのではないか。	大額と少額のフォーマットを一本化するということではなく、少額	
	フォーマットは残し、当初大額で作成して少額に変更になった場合	
	でも、識別を変更することによりそのままのフォーマットで訂正が	
	可能になる改変です。	
大額用のフォーマットで少額を申告する場合、品目番号の入力が必	貴重なご意見ありがとうございます。	
須項目になると自社システムの改修が必要になるので、どのような	具体的な仕様は実施が確定してから検討することになっております	
仕様になるのか教えていただきたい。	ので、仕様検討の際参考とさせていただきます。	
No. 4:海上輸入貨物の IDA 必須入力項目を変更		
貨物情報が確定する前でも決まっている項目だけ IDA(輸入申告事	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
項登録)で先に入力できれば便利であると考える。		
支障はないが、そのまま予備申告を行うとエラーとなるのかどうか	貴重なご意見ありがとうございます。	
を確認したい。貨物情報がなにもない状態での予備申告は審査に支	変更仕様案では一部の必須項目が無い状態での事項登録を可能とし	
障がでると思われる	ますが、貨物情報がなにもない状態での予備申告は現行どおり不可	
	でございます。	
ブランクで IDA を送信した際は「※必須入力項目が未入力です」等	貴重なご意見ありがとうございます。	

の注意喚起メッセージを表示していただきたい。	仕様検討の際参考とさせていただきます。	
申告の際に個数等は入力された状態になるのか。	個数等が未入力でも事項登録を可能とする変更仕様案ですが、貨物	
	個数、貨物重量(グロス)、重量単位コード(グロス)、積出地コード	
	及び積出地名は補完されません。	
No. 5: VAE の登録内容を ACL01 の CLP 情報へ反映		
VAE(バンニング情報登録)と ACL01(ACL 情報登録(コンテナ船	貴重なご意見ありがとうございます。	
用)) のどちらを先に行っても相互に情報が反映されるようになると	ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総	
より良い。	合的に勘案し判断いたします。	
バンニング情報として登録している個数等が ACL で呼び出した際	ご認識のとおりです。	
に入力された状態で出てくるという認識でよいか。		
No. 6:経由地で VAN 未実施でも搬入先 CY で ICG による照会可能化		
支障はないが、伺いたいことがある。	貴重なご意見ありがとうございます。	
CYA(CY 搬入確認登録)済みという事は CY 業務の ICI (船積コン	本件は現状、経由地 VAN の際に、搬入先に指定された CY でも ICG	
テナ情報照会) に反映するかと思う。ICG (貨物情報照会) で最初の	で貨物情報を照会可能とするもので、貨物やコンテナ情報のステー	
搬入先での輸出管理番号が照会可能になると、船積可能識別「P:全	タスを変更するようなものではございません。	
ての貨物が輸出許可済」が反映されてしまうということはないのか。		
また、「P」が反映しない仕様だとしても、経由地での貨物の有無を		
判別することは可能なのか。		
CYとして未許可貨物、積み残しの貨物を船積してしまうことを避け		
たいと考える。		
CYで確認できるタイミングが早くなるということか。	ご認識のとおりです。	
経由地で VAN 未実施でも CY で ICG の照会が可能となるためのト	最初の搬入先で VAN が実施されると照会可能になる想定です。	
リガーは何なのかを確認させていただきたい。		

N。7・III 公検売したは用の山力佳報も拡大		
No. 7:IIE で検索した結果の出力情報を拡充		
日本語(漢字読み)での検索も可能にしていただきたい。	貴重なご意見ありがとうございます。	
	ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総	
	合的に勘案し判断いたします。	
今までは支店枝番では呼び出すことはできなかったのか。	現状でも枝番を入力すれば呼び出すことは可能ですが、枝番を入力	
	しない場合は本社情報のみ出力する仕様となっています。	
枝番が 20 件以上ある場合、21 件目以降の検索結果はどのようにす	貴重なご意見ありがとうございます。	
れば照会できるのか。	続けて送信すれば次の結果を照会できる仕様を想定しております。	
No. 8: DLI02 で輸入マニフェスト通関に対応		
マニフェスト通関の修正申告がシステムで出来るようになると便利	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
になると思う。		
出力情報コードが変更になるとシステムの改修を伴うので仕様を確	貴重なご意見ありがとうございます。	
認していただきたい。	現時点では出力情報コードの変更は想定しておりません。	
マニフェスト通関にはない項目をどのようにマッピングする予定な	具体的な仕様は実施が確定してから検討することになっておりま	
のか。	す。	
No. 9:内国貨物運送申告 DB の保存期間を延長		
ぜひ進めていただきたい。	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
改変前の前提は DCC (内国貨物運送申告) 実施後に 2 日で DCA (内	現状は、DCC 実施後、DCA が実施可能な期間に制限はなく、DCA	
国貨物運送到着確認)が出来なくなるということで合っているか。	実施後2日を過ぎての IDT(内国貨物運送申告照会)による照会が	
	不可になっております。	
No.10:保税運送申告 DB の保存期間を延長		
昨今の情勢では世界的にコンテナ船が遅れて到着する傾向にあるの	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
で、今までは23日以内でも問題なく処理がなされていたものが、1		

~2週間遅延すると、北米や欧州からの航路では足りなくなってし まう。60日に延長するのであれば遅延しても十分と考える。

No.11: ACL01/02 共通部の個数/グロス重量/グロス容積をチェック

ACL を受信する船社の立場から、念のためまでとなる。

グロス重量について、大口の積載時には整数部桁数が足らず入力で「注意喚起メッセージの出力だけにするかどうかは、他利用者様への きない、と入力者側から相談を受けるケースがある。弊社内システー ムでは、対外システムの都合もありトン表記に現状非対応のため 代わりに記事欄へ入力し合計グロス重量は適当な数値で埋めるとい った対応を取っている。不一致での送信自体は禁止せず、注意喚起 メッセージまでに留めていただきたい。注意喚起メッセージ出力を 行うこと自体は、数量不一致時の別途確認・訂正業務の削減に繋が るため助かる。

貴重なご意見ありがとうございます。

影響や改修規模等を総合的に勘案し判断いたします。

「差異がある場合は注意喚起メッセージを出力する」とは、ACL 情|貴重なご意見ありがとうございます。 報はそのまま送信完了してしまうということか。可能であれば、送 | 信せずエラーとしていただきたい。送信完了後に注意喚起メッセー ジが表示されても結局船社への訂正手配が必要となってしまう為、 手間の削減につながらない。

ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総 合的に勘案し判断いたします。

商品ごとの重量や容積は必ずしも必要ではない認識であるため、商「貴重なご意見ありがとうございます。 品ごとに重量や容積を入力しなければならなくなることは手間が増し入力を必須とするのではなく、入力されている場合にチェック機能 えるのではないか。

を持たせる想定です。

不一致の場合は電文情報としてメッセージが返ってくるのか、また | 現時点では NACCS から新規の処理結果コードをパッケージソフト はパッケージ内で注意喚起メッセージが表示されるのか。

の「処理結果コード」欄に返却する仕様を考えていますので、自社シ ステム利用のお客様も判断が可能となる想定です。

No.12:ACL01 共通部と繰り返し部の個数チェック		
「差異がある場合は注意喚起メッセージを出力する」とは、ACL 情	貴重なご意見ありがとうございます。	
報はそのまま送信完了してしまうということか。可能であれば、送	ご提案内容につきましては、他利用者様への影響や改修規模等を総	
信せずエラーとしていただきたい。送信完了後に注意喚起メッセー	合的に勘案し判断いたします。	
ジが表示されても結局船社への訂正手配が必要となってしまう為、		
手間の削減につながらない。		
No.13:PS 初期画面にプレビューウィンドウを設定		
画面を見るだけで内容を確認できるということは、業務作業の時間	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
短縮になるのでぜひ変更をお願いしたい。		
プレビューウィンドウの表示を選択した場合のみ表示される認識で	ご認識のとおりです。	
よいか。	当該機能を利用されるかどうかはお客様自身でお選びいただける想	
	定です。	
プレビューウィンドウで送受信結果と入力画面の両方を見ることが	入力画面についても、送受信電文一覧の送信済みフォルダーから電	
できる仕様になるのか。	文を選択することで、プレビューを表示可能とする想定です。なお、	
	送受信結果、または、入力画面のどちらかを個別に見ることができ	
	る仕様を想定しています。	
No.14:WST に「船舶呼出」ボタンを設定		
そのまま進めていただきたい。	本改変の仕様案にご賛同いただきありがとうございます。	
No.15:PS において電文送受信後もスクロール位置を固定		
選択した電文が画面に表示されていない場合でも、選択された状態	ご認識のとおりです。	
になっているということか。	現状は送受信が行われると元々選択されていた電文とは別の電文が	
	選択されてしまいます。	